

2

高島(一部を除く。)・祝津1丁目1番5~6号・7号の一部、祝津2丁目308番地の一部、344番地、354番地の一部、355番地 地区

可 燃：燃やすごみ (有料)
不 燃：燃やさないごみ (有料)
かん等：かん、びん、蛍光灯・電球、電池(鉛蓄電池を除く) スプレーかん類 (カセット式ガスポンペを含む。)
紙 類：新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙バック、紙製容器包装
プラ類：ペットボトル、プラスチック製容器包装

小樽市公式LINEでごみの分別検索



(二次元コード)

令和6年収集カレンダー (2024年)

1	月	火	水	木	金
	1	2	3	可燃 紙類	5
可燃	8	不燃 9	プラ類 10	可燃 11	かん等 12
可燃	15	16	プラ類 17	可燃 18	紙類 19
可燃	22	不燃 23	プラ類 24	可燃 25	かん等 26
可燃	29	30	プラ類 31		

2	月	火	水	木	金
				可燃 紙類	2
可燃	5	不燃 6	プラ類 7	可燃 8	かん等 9
可燃	12	13	プラ類 14	可燃 15	紙類 16
可燃	19	不燃 20	プラ類 21	可燃 22	かん等 23
可燃	26	27	プラ類 28	29	

3	月	火	水	木	金
					紙類 1
可燃	4	不燃 5	プラ類 6	可燃 7	かん等 8
可燃	11	12	プラ類 13	可燃 14	紙類 15
可燃	18	不燃 19	プラ類 20	可燃 21	かん等 22
可燃	25	26	プラ類 27	可燃 28	紙類 29

※小型充電電池・ボタン電池・コイン電池は必ずテープで絶縁して「かん等」の収集日に出してください。

4	月	火	水	木	金
可燃	1	不燃 2	プラ類 3	可燃 4	かん等 5
可燃	8	9	プラ類 10	可燃 11	紙類 12
可燃	15	不燃 16	プラ類 17	可燃 18	かん等 19
可燃	22	23	プラ類 24	可燃 25	紙類 26
可燃	29	不燃 30			

5	月	火	水	木	金
			プラ類	可燃 かん等	3
可燃	6	7	8	9	紙類 10
可燃	13	不燃 14	プラ類 15	可燃 16	かん等 17
可燃	20	21	プラ類 22	可燃 23	紙類 24
可燃	27	不燃 28	プラ類 29	可燃 30	かん等 31

6	月	火	水	木	金
可燃	3	4	プラ類	可燃 紙類	7
可燃	10	不燃 11	プラ類 12	可燃 13	かん等 14
可燃	17	18	プラ類 19	可燃 20	紙類 21
可燃	24	不燃 25	プラ類 26	可燃 27	かん等 28

7	月	火	水	木	金
可燃	1	2	プラ類	可燃 紙類	5
可燃	8	不燃 9	プラ類 10	可燃 11	かん等 12
可燃	15	16	プラ類 17	可燃 18	紙類 19
可燃	22	不燃 23	プラ類 24	可燃 25	かん等 26
可燃	29	30	31		

8	月	火	水	木	金
				可燃 紙類	2
可燃	5	不燃 6	プラ類 7	可燃 8	かん等 9
可燃	12	13	プラ類 14	可燃 15	紙類 16
可燃	19	不燃 20	プラ類 21	可燃 22	かん等 23
可燃	26	27	プラ類 28	可燃 29	紙類 30

9	月	火	水	木	金
可燃	2	不燃 3	プラ類	可燃 かん等	6
可燃	9	10	プラ類 11	可燃 12	紙類 13
可燃	16	不燃 17	プラ類 18	可燃 19	かん等 20
可燃	23	24	プラ類 25	可燃 26	紙類 27
可燃	30				

※小型家電製品で充電電池が取り外せないものは、小型家電回収ボックスまたは市内の消防署にお持ちください。

10	月	火	水	木	金
		不燃 1	プラ類	可燃 かん等	4
可燃	7	8	プラ類	可燃 紙類	11
可燃	14	不燃 15	プラ類 16	可燃 17	かん等 18
可燃	21	22	プラ類 23	可燃 24	紙類 25
可燃	28	不燃 29	プラ類 30	可燃 31	

11	月	火	水	木	金
					かん等 1
可燃	4	5	プラ類	可燃 紙類	8
可燃	11	不燃 12	プラ類 13	可燃 14	かん等 15
可燃	18	19	プラ類 20	可燃 21	紙類 22
可燃	25	不燃 26	プラ類 27	可燃 28	かん等 29

12	月	火	水	木	金
可燃	2	3	プラ類	可燃 紙類	6
可燃	9	不燃 10	プラ類 11	可燃 12	かん等 13
可燃	16	17	プラ類 18	可燃 19	紙類 20
可燃	23	不燃 24	プラ類 25	可燃 26	かん等 27
可燃	30	31			

※ごみ・資源物の分け方・出し方

- 生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
- 資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
- 針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
- はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
- ※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
- ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方

- 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件すべてを満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
- 長さが1m以下のもの。
- ひとつの重さが50kg以下のもの。
- 容積が0.1m³(100リットル)以下のもの。
- (計算方法：縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≦100となるもの)
- ごみを入れた、透明・半透明の袋や段ボールに貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
- ※粗大ごみは、右記の収集運搬業者許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)

収集運搬業者許可業者 (50音順)	電 話
南大 森 産 業	22-3389
南小 樽 衛 生 化 学 工 業	54-7506
南小 原 興 業	54-8316
南ク リ ー ン サ ー ビ ス	64-5300
南北 海 道 木 村	0133-72-6028
南松 本 産 業	34-1677